

第3章 基本的な施策の体系

計画の方向性を踏まえ、大阪市の環境施策を整理します。

第1節 低炭素社会の構築

主な SDGs のゴール



地球温暖化の国際的な枠組み「パリ協定」がめざす「今世紀後半に CO₂ 排出量の実質ゼロ」を達成していくためには、温室効果ガスの排出量を大幅に削減していくことが必要です。

そのために、新たな技術や設備・機器の導入、ライフスタイルの変革などを促しながら、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用を積極的に進めるとともに、低炭素型の交通システムへの変革、まちづくりを推進するほか、CO₂の吸収を増加させる対策として国産木材の利用拡大を図ります。

また、最大限の取組みを行ったとしても、地球温暖化がすぐに収まるわけではなく、当面は温暖化が進行すると予測されています。そのため、気候変動による影響を回避、軽減する適応策についても着実に進めていきます。

これらの取組みにより、エネルギーの効率化や気候変動対策だけでなく、経済成長や持続可能な新たなイノベーションにつなげ、SDGs の達成に貢献します。

第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用

太陽光発電などの再生可能エネルギーを有効利用するほか、ごみ処理や下水処理に伴って発生する都市インフラエネルギーなどの活用を図ります。

- 自然エネルギーの活用

大阪の地域特性を活かし、帯水層蓄熱の活用を図るほか、温度差エネルギーなどその他の自然エネルギーについても徹底活用を推進します。

太陽光は再生可能エネルギーの中でも市域における潜在的な利用可能量が多いため、太陽光発電設備の設置拡大に取り組みます。

また、大阪府と共同で設置した「おおさかスマートエネルギーセンター」において、創エネ・蓄エネに関する情報提供や相談・アドバイスをワンストップで行い、自然エネルギーの活用拡大を図ります。

- 都市インフラにおける未利用エネルギーの活用

革新的技術の活用により、ごみ焼却工場や下水処理場、河川、水道施設などの都市インフラ等における未利用エネルギーについて一層の活用を図ります。

- 水素エネルギーの活用

水素・燃料電池関連産業の集積や一大需要地という本市の特性を踏まえて、産学官が連携し、需要拡大につながる新規プロジェクトの創出や、社会受容性向上のための啓発などを通じて、水素社会の実現に取り組んでいきます。

第2項 徹底した省エネルギーの推進

市域における CO₂ 排出量の削減につながるよう、エネルギー利用の効率化に取り組むとともに、市民・事業者・経済団体、環境 NPO/NGO のご協力のもと省エネルギーや CO₂ 排出量の削減に向けた取組みを推進します。

- 事業者における省エネ対策

「おおさかスマートエネルギーセンター」を通じて、省エネ・節電に関する情報提供や相談・アドバイスをワンストップで行うほか、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステム（EMS）として環境省が策定したエコアクション 21 の普及拡大に取り組むなど、事業者による自主的な省エネや CO₂ 排出量の削減を促進します。

- ライフスタイルの変革

環境教育・学習を通じて環境に配慮したライフスタイルへの変革を促すほか、行動科学の知見を応用し、情報伝達等によって自発的な環境配慮行動を促進する手法（ナッジ）について幅広く適用可能性を検討し、導入に向けて取り組みます。

- エコ住宅、ZEB・ZEH の普及促進

省エネ性能に優れた設備などを備えた住宅を「大阪市エコ住宅」として認定し、エコ住宅の普及を促進するとともに、既存分譲マンションにおける省エネルギー改修等に関する勉強会などに専門家を派遣し、省エネルギー改修を促進します。

快適な室内環境を実現しながら、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB））の実現に向けた取組みの検討及び、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした戸建住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH））の導入拡大を図ります。

- VPP の推進

点在する設備を IoT により一括制御し、電力需給を調整することで、あたかも 1 つの発電所（仮想発電所）のように機能させる VPP（バーチャルパワープラント）の構築実用化に向けて研究に取り組みます。

第3項 低炭素型の交通システムへの変革

運輸部門における CO₂ の排出削減を図るため、公共交通機関の整備拡充・利用促進を推進します。

- 公共交通機関の整備と利用促進

なにわ筋線事業（2031年開業目標）を促進するなど、大阪市内の鉄道利便性の向上に取り組むとともに、パークアンドライド駐車場の情報提供による過度な自動車利用の抑制や公共交通の利用促進を図ります。

- 自転車の活用促進

環境にやさしい交通手段としての自転車利用を推進します。

- エコカーの普及促進

公用車へのエコカー導入や、市関連施設へのEV（電気自動車）用充電施設の設置拡大に取り組むとともに、市内におけるEV用充電施設の設置促進を図ります。

また、FCV（燃料電池自動車）についても、水素ステーションの設置拡大に向け、未利用地情報などを民間事業者などに情報提供するとともに、規制緩和や必要な財源措置などを国に働きかけ、導入促進を図ります。

- エコドライブ等の促進

自動車の運転にあたって、エコドライブを行うなどの普及啓発等を関係機関と連携して推進します。

- 道路交通の円滑化

自動車交通の円滑化に向けて道路の整備や改良を実施するとともに、公営・民間の駐車場や駐車場シェアリング事業者の情報提供を行い、官民連携による効果的な駐車対策を推進します。

第4項 低炭素型のまちづくり

高密度に開発が進んだ都市において大幅なCO₂の排出削減を進めていくため、これまでも実施してきた地球温暖化対策の推進のほか、街区レベルで地域に賦存する再生可能・未利用エネルギーの活用や高効率なエネルギー利用、エネルギーの最適利用などを図り、低炭素型のまちづくりを進めます。また、オフィスや商業系ビルの建替え時をとらえ、大規模な省エネを図るほか、規制や誘導策・インセンティブを活かし、建築物の低炭素化を促進します。

- 建築物の環境配慮

市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の良好な環境を確保するため、快適で環境にやさしい建築物の普及を図ります。

- 低炭素型都市の拠点形成

低炭素型都市づくりに向けたモデルエリアを「うめきた（大阪駅北地区）」、「中之島地区」、「夢洲・咲洲地区」、「御堂筋周辺地区」の4つと位置づけ、地域の特性を活かした低炭素型のまちづくりに取り組みます。

〔うめきた（大阪駅北地区）〕

1 日約 250 万人が乗降する西日本最大のターミナルである立地特性を活かし、水都大阪を象徴する水と多様な緑のネットワークと先進の技術を取り入れ、大阪の顔となる都市環境を創出します。

「未利用エネルギーの活用」「超低炭素」「BCP連携拠点」など、大阪らしさを活かした創蓄省エネモデルの構築や、周辺地域をも支える強靱なエネルギーインフラの整備をめざします。

〔中之島地区〕

水・緑等の自然を有する特性を活かし、遊歩道の整備などを進めるとともに、地区内の主な企業により、低炭素化、クールシティなど環境に配慮したまちづくりが進められています。未利用エネルギーの活用を推進するとともに、エリア全体のエネルギー最適化や、段階的な開発に対応する取組みを推進し、地域の更なる環境性の向上に努めます。なお、2021 年度に開館を予定している大阪中之島美術館では、河川水を利用した地域冷暖房システムを導入する予定です。

〔夢洲・咲洲地区〕

夢洲においてメガソーラー発電事業や、リユース蓄電池を用いた VPP（バーチャルパワープラント）実証事業を行うなど、「夢洲まちづくり構想」（平成 29 年 8 月 4 日・夢洲まちづくり構想検討会）に掲げる脱炭素の地産地消エネルギーシステムの具体化に向けて、新たなエネルギービジネスの創出に取り組みます。

さらに、2025 年日本国際博覧会の会場構想のコンセプトのひとつとして、環境と調和した会場づくりを掲げ、環境にやさしい会場（ゼロ・エミッション・エキスポ）をめざすこととしています。

なかでも、本博覧会は国際連合が採択した「持続可能な開発目標（SDG s）」の達成に導く環境技術のショーケースと位置づけ、環境エネルギー分野における先進技術・システムを積極的に導入することとしています。

〔御堂筋周辺地区〕

市内中心部の業務集積地区である御堂筋周辺地区をモデルエリアとして、平時の省エネルギー・低炭素化と災害時のエネルギー安定供給確保を両立した業務継続地区の構築をめざして、分散型電源の導入と建物間を繋ぐネットワーク化によるエネルギーの面的利用を促進します。

● 低炭素型産業の育成

大阪市をはじめとする関西エリアには、これまでの公害対策やごみ処理・水処理などの環境対策を進める中で蓄積された様々な環境技術に強みをもつ企業が多く立地しています。このような特性を活かし、「環境と経済の好循環」となるようなフィールドで官民連携による環境技術の需要創出やショーケース化を進め、環境・エネルギー産業などの振興をとおして経済の活性化を図ることで低炭素社会の構築につなげます。

また、今後の新たなエネルギー・低炭素技術等の開発に向けては、AI や IoT をはじめ、これまで以上に多様な技術やバックグラウンドをもつ企業の交流・連携が重要となることから、ナレッジキャピタルをはじめとしたオープンイノベーション拠点の活用を図るとともに、実証フィールドの提供等により実現を促進します。

- 公共施設における対策の推進

公共施設において、環境に配慮した市設建築物を整備し、遮熱・断熱のため基本設計で屋上緑化等を計画した施設の整備に努め、空調機の更新と合わせて比較的大規模な施設で実施している従来の ESCO 事業の導入を推進します。

- 民間開発による環境配慮の推進

都市再生特別地区において、屋上緑化・エネルギーの面的利用や省エネ・省資源など、地球環境に配慮した幅広い取組みを公共貢献要素として評価し、容積率等の緩和を認める都市計画手法を活用することにより、民間開発による環境配慮の取組みを推進しています。

第5項 CO₂吸収源に関する取組み

国の温室効果ガス削減目標の達成や世界の温暖化対策に貢献するため、CO₂排出削減に加え、森林による CO₂吸収を増加させる、吸収源対策に取り組みます。

- 国産木材の利用拡大

森林環境譲与税を活用し、公共建築物等における国産木材の利用拡大に取り組みます。

第6項 気候変動の適応に関する取組み

温室効果ガスの排出を抑制する取組み（緩和策）が世界的に進められてきましたが、一方、最大限の取組みを行ったとしても、地球温暖化がすぐに収まるわけではなく、当面は温暖化が進行するとの予測がなされています。

そのため、気候変動により生じる、もしくはすでに生じている避けることのできない影響に対して、自然や社会を変えることで被害を回避、軽減する取組み（適応策）が重要であるとの認識が国際的に広がっており、市域における適応策についても取組みを進めます。

- 水環境や水資源に関する取組み

大阪市域の水環境のモニタリングを実施し、現状の把握と情報発信を行います。また、水道原水の水質に影響を及ぼさないよう、広域での水質のモニタリングを行うとともに、水道水の水質検査結果の信頼性を保証するための品質管理システムを運用していきます。

- 自然生態系に関する取組み

市民の生活環境の保全を図り、健康の保持・増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、都市の緑や生物に関する調査・研究、大阪市内の外来生物の在来種への影響等の研究や、それら成果について市民向けの情報提供に取り組みます。

- 健康に関する取組み

熱中症予防に関し、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の啓発について、引き続き情報提供を実施します。

● 市民生活に関する取組み

浸水想定地域や避難に関する情報を市民に提供するとともに、地下鉄や地下街等の多くの地下空間を有していることから、引き続き関係機関と連携して地下空間における浸水対策に取り組めます。

また、ヒートアイランド現象を緩和するための取組みを着実に推進するとともに、短期的に効果が現れやすい人の健康への影響等を軽減する取組みを併せて推進します。

『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ エアコンの設定温度に配慮します。 (豊崎本庄小学校 1年生)
- ▶ テレビを長い時間見ないようにしたり、点けっぱなしにしません。 (野田小学校 3年生)
- ▶ ガソリンを使わない自動車やバイクなども開発したい。 (神路小学校 3年生)

- ▶ 地球温暖化を防止するため、家電などの購入時には省エネ商品を選択します。
- ▶ 自家用車を使うよりも、公共交通機関を利用し、出来る限り徒歩で移動します。
- ▶ 自動車を購入する際はエコカーを選び、利用する場合にはエコドライブを実践します。
- ▶ 気候変動の影響を知り、熱中症対策や暑熱対策に取り組めます。

第2節 循環型社会の形成

主な SDGs のゴール



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇への懸念や生態系への危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、様々な環境問題を引き起こしています。

大阪市では、過去のピーク時に比べると、ごみ処理量は減少していますが、今後とも、様々な環境問題の解決に向けて、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進していくとともに、安心で効率的な行政サービスを提供していきます。

これらの取組みにより、循環型社会の構築だけでなく、プラスチックごみの削減による海洋汚染対策にもつなげるなど複数の関連する環境問題の統合的解決を図ることで、SDGs の達成に貢献します。

第1項 2R を優先した取組みの推進

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3Rのうち、優先順位の高い2R（Reduce = 発生抑制、Reuse = 再使用）の取組みが必要です。

ごみの減量は、市民・事業者の皆さんの自主的な取組みが必要であることから、各主体が、取組みを実践できるような環境づくりに努めるとともに、可能な限り新たなエネルギーやコストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、2Rを優先し、なかでもごみの発生抑制を最優先にした取組みを実践するライフスタイル・ビジネススタイルへの転換をめざします。

● 市民・事業者への普及啓発

大阪市廃棄物減量等推進員（通称：ごみゼロリーダー）や地域と連携し、わかりやすい普及啓発を実施するとともに、ICTを活用した情報発信や環境教育の推進、事業者向けのセミナーの開催などを通じて、生ごみの減量をはじめ、マイバッグの携帯やマイボトルの利用等、ごみの発生・排出抑制を進めます。

● 生ごみの減量

手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」を削減するとともに、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、排出時の「水きり」を実践する「生ごみの3きり運動や「エコクッキング」などを推進します。

また、フードドライブを実施するとともに広報紙やホームページ等の媒体を活用した啓発活動を実施します。

さらに、「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録店舗拡大や、事業者との『「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定』に基づいて飲食店等における食品ロスの削減を図ります。

- 区ごとの減量目標設定

区ごとのごみ減量目標の達成に向け、地域の特性を考慮しながら、より一層ごみ減量の取組みを推進します。

- 「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み

事業者との「レジ袋削減協定」の締結や、マイバッグの持参を呼びかける「マイバッグキャンペーン」など「大阪エコバッグ運動」を推進し、市民のライフスタイルの変革を促進します。

また、「地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム」を構築し、ペットボトルの資源循環をより一層推進します。

第2項 分別・リサイクルの推進

依然として焼却するごみの中には、古紙や容器包装プラスチックなどの分別収集対象品目や、産業廃棄物等の搬入不適物が混入している状況にあることから、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正区分・適正処理のさらなる徹底を図るため、市民・事業者の皆さんとの連携・コミュニケーションの活性化に努めて、引き続きごみの分別・リサイクルの取組みを進めます。

- 家庭系ごみ対策

市民の自主的なリサイクルの取組みである資源集団回収やコミュニティ回収の活性化を図るとともに、ごみゼロリーダー等と連携した普及啓発により、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類等の分別排出を促進します。

- 事業系ごみ対策

事業者に対して、ごみ減量・リサイクル促進、一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を求めるとともに、焼却工場へ搬入禁止となっている資源化可能物について、リサイクルルートへの誘導を行います。

さらに、多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者・管理者に対しては、立入検査に伴う減量指導や表彰などを実施し、事業系ごみの削減を図ります。

- 福祉施策との連携

使用済小型家電回収事業において、その解体・分別の実施にあたって障がい者福祉施設との連携を行います。

第3項 環境に配慮した適正処理

ごみ処理のあらゆる過程において、環境への負荷の低減に配慮します。

- 産業廃棄物処理業者への適正指導

産業廃棄物の運搬・処分に関わる事業者に対して、法令等の規定に基づき、産業廃棄物

の適正処理に向けた指導を行います。

- 廃棄物のもつエネルギーの活用や環境配慮

ごみの焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーを有効活用するとともに、適切な施設運営・整備を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努めます。

また、剪定枝等の民間施設でのリサイクルを進めるなど、焼却するごみを減量したり、エコカーをごみ収集車に使用するなどにより、温室効果ガスの排出抑制・低公害化に努めます。

- 3Rの推進に係る検討

容器包装リサイクル制度について、国等への働きかけを行うとともに、コストと効果のバランスを勘案したあり方について調査・研究を実施します。

第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり

家庭ごみの収集に、市域をくまなく回っている強みを活かし、安心安全なまちづくりにつなげます。

- 行政サービスの効率化

家庭系ごみ収集輸送業務については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、さらなる「経費の削減」「市民サービスの向上」に取り組みます。

- きめ細かな行政サービスの提供

高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、職員がご家庭までごみの収集に伺い、声をかける「ふれあい収集サービス」や、お約束した曜日にごみが出されていない場合には、あらかじめ登録いただいた連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスに取り組みます。

- 災害廃棄物の処理体制の構築

大規模災害時にも、環境事業センターが地域のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できるごみ処理体制を、環境施設組合等と連携して構築します。

『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ いらなくなったおもちゃや、洋服を譲ったり、制服を譲ってもらったりします。
(今福小学校4年生)
- ▶ 分別・循環を徹底し、余計なものは買いません。
(公募による意見)
- ▶ 買い物に行く時はエコバッグを持っていき、むやみに買い物をしません。
(深江小学校4年生)
- ▶ 好き嫌いを減らしたり、レストランでは、食べられるだけ注文します。
(晴明丘南小学校3年生)
- ▶ 火や水を大切にする「エコクッキング」は環境にやさしいと思います。
(都島小学校5年生)
- ▶ 自分のごみは持ち帰るか、ごみ箱に捨てます。
(関目小学校1年生)

- ▶ 地域で資源となるものの回収に協力するなど、ごみ減量に取り組みます。
- ▶ 宴会では、30・10(さんまるいちまる)運動に取り組みます。

第3節 快適な都市環境の確保

主な SDGs のゴール



市民生活や都市活動が活発に、かつ高密度に展開されている大阪市において、健康で安心した生活を送ることができる、快適な都市環境を確保していくことは常に重要な課題です。

大阪市では、これまで大気汚染や水質汚濁、地盤沈下などの公害対策や、ヒートアイランド対策、緑化の推進など、快適な都市環境づくりを進めてきました。その結果、大阪市の環境は大きく改善するなどの成果をあげてきました。しかしながら、ダイオキシン類や PCB などの課題とともに、技術革新に伴って脅威となる新たな化学物質の影響についても的確に把握し、リスクの回避が求められます。今後も快適な都市環境を確保していくために、生物多様性の保全など自然との共生を進めるとともに、ヒートアイランド対策や生活環境保全の取組みを進めます。

これらの取組みにより、生物多様性を保全するだけでなく、健康で快適な住みやすいまちづくりにつなげ、SDGs の達成に貢献します。

第1項 自然との共生の推進

都市において、最も身近に感じられる自然である水辺空間や緑地は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な空間であるほか、生き物の生息・生育空間となっています。また、河川は、天神祭の船渡御のように歴史的・文化的に重要な役割も果たしています。こうしたことから、水辺空間や緑地といった自然の保全と創造に取り組む必要があります。

また、大阪市は都市化が高密度に進んでおり、生き物の生息・生育空間の少ない都市となっていますが、私たち人類は多様な生き物の恩恵を受け、他の生き物とのつながりの中で生きていることから、水辺空間や緑地の保全と創造にあわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた大都市ならではの取組みを進めていくことが必要です。

● 生物多様性の保全

市内の貴重な自然や都市公園、民有地の緑地など生物が生息・生育する空間を保全する取組みを進めます。また、これらを活かした自然体験や生き物を発見する取組みを進め、環境や生き物の多様性を守る行動へとつなげる取組みを進めます。

また、ライフスタイルにおいても生物多様性保全に配慮していることが確認されている認証製品の選択的購入や食品ロスの削減など、国外も含めた他地域の生物多様性に好影響を与える消費へと変え、それにより生産活動も変える取組みを進めます。

- 緑化の推進、農地の保全

屋上緑化や壁面緑化など多様な手法を用いて公共施設において緑化を進めるほか、道路においても、みどり豊かでうるおいのあるものとするため、街路樹の保全・育成や民有地の緑の充実を図るとともに、都市における貴重なオープンスペースである都市公園の整備に取り組みます。

さらに、農地の機能は農産物の供給機能だけでなく、防災・減災、ヒートアイランド対策や環境保全などにもつながることから保全に取り組みます。

- 水辺空間の保全・創造

公共施設における雨水の有効利用や、下水高度処理水のせせらぎへの活用等により、健全な水循環を構築します。水辺に親しめるような遊歩道を整備するなど水都の再生を図り、魅力ある街づくりの中核として水辺環境づくりを総合的に推進します。

大阪港の水際線沿いにおいて、空間の保全、ウォーターフロントの特性を活かすことにより、市民や港を訪れる人々が憩い、集い、自然を感じることでできる魅力ある港湾地域の維持管理に取り組みます。

- 都市景観の保全と創造

良好な景観の形成を図るため、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図るとともに、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりに取り組みます。

第2項 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象は、長期にわたる都市化の進展が原因となっていることから、人工排熱の低減、建物・地表面の高温化抑制等を長期的・計画的に取り組む必要があります。

また、人工排熱や建物・地表面の高温化抑制の低減等の「緩和策」に加え、すでに深刻化している夏の昼間の都市部の暑熱環境に対応する必要があるため、夏の日中の暑熱環境による人への影響を軽減する「適応策」を推進していきます。

- 気温上昇抑制を目的とした「緩和策」の推進

地球温暖化対策と連携して、公共施設や民間建築物における省エネルギー・省CO₂化や再生可能エネルギーの活用を進め、建物からの排熱低減に取り組むとともに、エコカーの普及促進やエコドライブの推進などにより自動車からの排熱の低減に取り組みます。また、建物表面の緑化や道路、駐車場などの舗装の改善など、建物や地表面の高温化を抑制するとともに、熱の滞留による気温上昇を防ぐために風通しに配慮した取組みを推進します。

- 暑熱環境による人への影響を軽減する「適応策」の推進

街路樹等の整備による日射の遮蔽や建物や敷地、道路等におけるミスト散布や散水など暑熱環境がもたらす人への熱ストレスの影響を軽減する取組みを進めます。対策効果の高い場所でのクールスポットを創出するとともに、公園や公開空地等のクールスポットのネットワーク化を行い、マップやホームページ等を活用し、身近なクールスポットの周知を行います。

また、市民、事業者・経済団体、環境NPO/NGO等の協力を得ながら、打ち水や緑のカーテンづくりなどを実施するなど、普及啓発を進めます。

第3項 都市環境の保全・改善の取組み

大阪市ではこれまで、安全で健康かつ快適な都市環境を確保するため、大気や水環境等における環境基準の達成に向けた施策に取り組んできました。

この結果、市内の大気や河川・海域の水質は大きく改善されてきましたが、環境基準が達成できていない項目も残されています。また、騒音や悪臭など身近な生活環境に関する苦情は年間1,300～1,500件程度寄せられています。

快適な環境づくりを進めるには、今後も環境保全の取組みを進める必要があります。

- 大気汚染対策

工場等の固定発生源においては、法令等に基づき窒素酸化物や硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、揮発性有機化合物などの大気汚染物質の排出抑制対策を推進するとともに、自動車排出ガス対策についても関係機関と連携して推進します。

また、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気環境の常時監視を行うとともに、大気環境の保全のための調査研究に取り組めます。

- アスベスト対策

大阪市を含め全国的にアスベストが使用された建築物が多く残っており、これらの建築物の解体・改修工事が2028年頃をピークに全国的に増加すると予想されていることから、法令の規定等に基づき、これらの建築物の解体工事等における飛散防止対策を推進するとともに、大気環境中のアスベストについて環境モニタリングを実施します。

さらに大規模災害に備え、アスベスト使用建築物の情報を事前に把握することに取り組めます。

- 水質汚濁対策

各下水処理場における下水の高度処理に取り組むとともに、工場等の排水規制を促進し、市内の主要な河川及び海域において、水質の監視を行います。

また、淀川水系をはじめ、神崎川や大和川水系において流域ごとに設置されている関係自治体との協議会を通じて、上流域における生活排水対策や下水道整備の促進など上下流一体となった取組みを推進するとともに、瀬戸内海や大阪湾の水質保全を図るため、各種協議会を通じた水質保全対策を推進します。

さらに、より良い水環境をめざすため、水環境啓発活動や、海洋プラスチック削減に向けた啓発活動などの取組みを行います。

- 地盤環境の保全

地盤沈下の未然防止と地下水・土壌汚染による環境リスクの低減に取り組みます。土壌汚染については、基準を超えた土地を区域指定するなど、健康被害に繋がらないよう適切な管理を指導します。

- 騒音・振動、悪臭対策

工場・事業場や建設作業から発生する騒音や振動については法令に基づく届出により公害の未然防止を図っています。また、市民から寄せられる生活環境に関する苦情のうち騒音、振動、悪臭に関するものが約 80%を占めており、苦情解決のため発生源に対する規制指導を行います。

自動車騒音をはじめとする交通騒音についても関係機関と連携して対策に取り組みます。

- 化学物質対策

ダイオキシン類については、法令等で規定された基準の遵守や、施設の適正な維持管理について規制指導を行うとともに、事業者から報告されたダイオキシン類濃度測定結果を公表します。

PCB については、処分期間内に処分が終了するよう、高濃度 PCB 廃棄物の適正処理を求めていくとともに、大阪市域において PCB 廃棄物を処理している中間貯蔵・環境安全事業（株）の事業が適正に行われるよう監視指導を行い、「大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を通じた情報公開などにより、市内の PCB 廃棄物の早期の適正処理を図ります。

その他の有害性のある化学物質については、法令等に基づく排出量等の届出により、事業者自らの自主的な管理の促進を図るなど、環境への排出抑制を進めます。また、排出量等の公表や啓発事業の実施等により、化学物質に関する市民の理解を深めます。

- 公害健康被害の救済

公害健康被害の認定更新や、定期診査等の実施、医療費等の補償給付を継続するとともに、大気汚染と健康状態との関係を定期的・継続的に観察する環境保健サーベイランス調査に今後も参画します。

『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ きれいな自然や海・山・川を守ることで、地球のすべての生き物が元気になると思っています。 (川北小学校 1 年生)
- ▶ 大阪をもっと緑でいっぱいになりたい。 (中津小学校 5 年生)
- ▶ 汚れのひどい食器やフライパンなどの汚れを新聞紙でふき取り、川の水の汚れを減らしたい。 (川北小学校 3 年生)
- ▶ 環境に配慮した認証製品などの製品やサービスを選びます。
- ▶ ヒートアイランド現象を知り、家庭で緑のカーテンなど暑熱対策に取り組みます。

第4節 地球環境への貢献

主な SDGs のゴール



地球規模の環境問題の解決に貢献するには、深刻な公害問題の克服で培われた大阪市の経験と環境技術を活かした国際協力が必要です。

また、大阪で唯一の国連機関である国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)の活動支援や官民連携による海外展開を推進し、開発途上国等の環境問題の解決や環境産業の発展に取り組みます。

これらの取組みを通じて、地球規模の気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染などに対応し、SDGs の達成に貢献します。

- 国連機関等への協力、支援

UNEP-IETC は、開発途上国等の廃棄物管理や環境上適正な技術を移転するため、公益財団法人地球環境センター（GEC）等と連携し、大阪での国際会議や海外での現地ワークショップ等を実施しています。UNEP-IETC の活動支援を通じて、地球環境問題の解決に取り組むとともに、国や国際協力機構（JICA）等に協力し、開発途上国等に大阪市の環境施策を移転していきます。

- 都市間協力の推進

ベトナム社会主義共和国ホーチミン市やフィリピン共和国ケソン市等との都市間協力を推進し、気候変動マスタープランの策定支援や JCM（二国間クレジット制度）等を活用した低炭素化プロジェクトの創出などアジア諸都市等の低炭素都市形成を支援していきます。

- 官民連携による海外展開

アジア地域等に低炭素技術等の移転と普及を図るため、産学官連携プラットフォームの「Team OSAKA ネットワーク」の活動を通じて、低炭素化等プロジェクトの創出に取り組んでいきます。

「大阪 水・環境ソリューション機構（OWESA）」の構成団体による相互協力関係の一層強化と海外友好都市等との信頼関係のもと、官民連携による水・環境分野の技術協力を通じた、海外の水・環境問題の解決、大阪・関西経済の活性化をめざした取組みを継続的に実施します。

『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ SDGs ビジネスを創出します。 (公募による意見)
- ▶ 大阪での国際会議への協力など国際的な環境問題の解決に取り組みます。
(公募による意見)

- ▶ サプライチェーン全体で環境負荷低減に努めます。
- ▶ 優れた環境技術を活かし、開発途上国等の環境問題の解決に貢献します。

第5節 すべての主体の参加と協働

主な SDGs のゴール



今日の環境問題には市民生活や企業活動が密接にかかわっており、環境問題を解決していくためには、市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO、行政などが各々の役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが重要です。

そのため、全ての主体が環境問題について関心をもち、正しく理解し、意識を高めるとともに、環境問題の解決に向けた行動を実践することをめざした取組みを進め、各主体と良好なパートナーシップの確立を図り、SDGs の達成に貢献します。

第1項 環境教育、啓発の推進

日常生活や事業活動が環境に及ぼす影響について、様々な機会を利用して啓発や環境教育・学習を行うとともに、正しい情報を提供・発信することにより市民・事業者の環境意識を高め、経済団体とも連携し啓発の推進に取り組みます。

● 環境教育・学習事業

小中学校で大阪独自の副読本「おおさか環境科」による環境教育に取り組み、地球温暖化や生物多様性などについての理解を深める施策を進めます。

また、生涯学習分野における環境教育の拡充として、本市の環境学習関連施設のほか、日常に近い場所や地域の中で事業を展開するとともに、環境 NPO/NGO や各種団体等が実施する環境学習事業を支援するなど、市民・事業者等の環境意識の高揚に努めます。

● 情報発信、啓発事業

環境問題について理解するためには、環境に関する正しい情報が必要なことから、環境白書のほか、環境学習情報サイト「なにわエコスタイル」による様々な情報の提供・発信を進めます。

- 担い手の育成、パートナーシップの強化

地域における環境保全活動を支援し、地域における環境保全意識の高揚を図るため、大阪市エコボランティアを養成し、市民や事業者の取組みのリーダーとなる人材の育成に取り組めます。

市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO、学識経験者、行政が一体となって、なにわエコ会議を通じて、さまざまな地球温暖化防止活動等を推進します。

『私たち一人ひとりが取り組みたいこと・できること』

- ▶ 自分でごみ袋を持って、皆のごみを回収します。 (豊崎本庄小学校 1 年生)
- ▶ 企業や自治体だけでなく、一人ひとりが環境について意識することが大切です。 (宮原小学校 6 年生)
- ▶ みんなが「もったいない」視点で物事を考えるようにします。 (公募による意見)
- ▶ 家族や地域など環境について話し合い、行動します。
- ▶ 環境に関する講演会などに積極的に参加し、知識を深めます。

第 2 項 環境影響評価による環境配慮の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、市民や専門家等の意見を踏まえて、事業の計画段階から適切な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の効果的な運用を図り、環境基本計画の理念の実現をめざします。

第 3 項 大阪市が率先する取組み

大阪市は、市が行う事務事業により市域の温室効果ガス総排出量の約 6%を排出するなど市内有数の事業者でもあることから、これまでも様々な取組みを実施しています。今後も市民・事業者にも率先して環境に配慮した行動を一層実践していきます。

- 大阪市庁内環境管理計画に基づく取組み

昼休み時の不要な照明の消灯や再生可能な紙ごみの分別やリサイクルに取り組む、省エネルギーや廃棄物の減量につなげます。

- 大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕に基づく取組み

本市も多量の温室効果ガスを排出する事業者であることから、自ら積極的に事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減を図るとともに市民事業者にも先んじて取組みを率先垂範します。

- グリーン購入の推進

本市施設において再生品など環境負荷の低減に役立つ物品や役務の調達を進めます。

- 市設建築物における環境配慮の推進

市設建築物においても、照明の LED 化による省エネ事業や小中学校の校舎や体育館の屋上を活用した「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業により、環境配慮に努めるとともに、更なる CO₂の排出削減を図るため、ZEB の実現に取り組んでいきます。

- エコカーの率先導入

エコカーを公用車に率先して導入するとともに、充電施設などのインフラの設置拡大や情報発信に取り組みます。